

## 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	老人憩の家小針荘			
管理者名	公募後決定	指定期間	平成30年11月1日	～ 平成33年3月31日
担当課	西区健康福祉課			
所在地	新潟市西区小針4丁目5番41号			
根拠法令	国通知昭和40年4月5日社老第88号「老人憩の家の設置運営について」			
設置条例	新潟市老人憩の家条例			
施設概要	(1) 開設月日：昭和54年3月1日 (2) 施設規模：木造平屋建 敷地面積 672.56 m <sup>2</sup> / 延床面積 295.38 m <sup>2</sup> (3) 施設内容：大広間、中広間、ワークルーム、浴室・脱衣室、事務室、機械室、サンルーム等 (4) 休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日も）、国民の祝日、1月2日及び3日、8月13日から同15日、12月29日から同31日 (5) 開館時間：午前9時00分から午後4時30分まで			

施設設置目的
<p>老人の健康を保持し、その福祉の増進を図るため、新潟市老人憩の家を設置する。</p>
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>(1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理を行う。</p> <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令、条例、規則及び業務仕様書に定める事項等の遵守</li> <li>労働基準法、労働安全法その他の労働基準に関係する法令の遵守</li> <li>施設の設置目的にふさわしく、かつ明確な運営</li> </ul> <p>(2) 利用者が安心して利用できる体制を整備し、かつ平等な利用を確保する。</p> <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の安全確保（通常時・災害時とも）のための対策</li> <li>事故又は災害発生時等の緊急時に適切な対応ができる体制の整備</li> <li>トラブル防止策や苦情処理の方法と体制</li> <li>責任体制（責任の所在、責任者常駐の有無等）の適切性</li> <li>トラブル防止策や苦情処理の方法と体制</li> </ul> <p>(3) 利用者が快適に施設を使用できるよう、施設、設備、備品等の維持管理を適正に行う。</p> <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の建物・設備・備品等について良好な状態を保つ方策</li> <li>公衆浴場としての衛生管理の具体的な方策</li> </ul> <p>(4) 利用者の意見、要望等を適切に施設の管理に反映し、サービスの向上に努める。</p> <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者のニーズを把握し、施設運営に反映するシステム作り</li> <li>施設利用者へのサービス向上を実現するための具体的な計画</li> <li>施設職員への教育、研修などの資質向上に向けた取り組み</li> <li>利用促進のために有効的な自主事業及びそのPR方法の提案</li> <li>地域・関係団体等との連携体制の推進</li> </ul> <p>(5) 常に効果的かつ効率的な管理に努め、経費の節減を図る。</p> <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営経費の縮減が図られる管理計画</li> <li>収支計画の妥当性</li> </ul>

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	入場者数(年)	12,000人以上			
	利用者満足度	利用者アンケートでの満足度80%以上			
	設置目的に合致したサービス提供	設置目的を達成するため、又は利用促進事業を年間3回以上実施			
	苦情・要望に対する対応	①対応マニュアルの整備 ②苦情・要望に対する5営業日以内の回答及び区への当日内の報告			
財 務	施設利用者1人当たり運営経費	484円以下			
	管理運営経費の削減	光熱水費や委託料等の削減に係る取り組み			
	入浴利用料金収入額	352,900円以上			
業 務	業務仕様書等に定める事項の遵守	①業務仕様書等に定める事項の遵守 ②関係法令の遵守			
	安全確保体制の確立	①目視による施設の安全点検を月1回以上実施 ②防災訓練を年間2回以上実施			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	①対応マニュアルの整備 ②事件・事故発生時の速やかな処置及び報告			
人 材	配置人員の業務理解度と能力習得度の向上	①業務マニュアルの整備 ②職員研修を年2回以上実施			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

**【評価基準】**

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

--

所管課による総合評価(所見)

--